

# フードテック官民協議会 規約

令和2年10月2日制定

令和3年10月7日改正

## 第1章 協議会

(名称)

第1条 この協議会は、フードテック官民協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 食・農林水産業の発展と食料安全保障の強化に資する、資源循環型の食料供給システムの構築や高い食のQOLを実現する新興技術について、国内の技術基盤の確保に向けて、協調領域の課題解決の促進や新市場の開拓を後押しする官民連携の取組を推進する。

2 個人と組織の力を活用し、建設的で挑戦的な発想で議論し、双方向に価値を与え合うことで、会員相互の発展・成長を促進する。

(協議会が行う事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を実施する。

- (1) フードテックの振興に資する官民連携の推進に関する事業
- (2) フードテックの振興に資する普及啓発に関する事業
- (3) フードテックの振興に資する調査研究・教育に関する事業
- (4) その他協議会が定める事業

## 第2章 会員

(会員)

第4条 協議会は、協議会の目的に賛同する個人（以下「会員」という。）で構成する。

(入会)

第5条 協議会の会員として入会しようとする者は、事務局の指定する方法で申し込むことにより入会することができる。

(退会)

第6条 会員は、協議会に届け出ることにより、任意に退会することができる。

2 退会の届出は、以下の事項を届け出るものとする。

- (1) 退会しようとする者の氏名
- (2) 退会の理由

(3) 届出の年月日

(会費)

第7条 会員の会費は無料とする。

(会員の権利及び義務)

第8条 会員は、事業に参加する権利を有し、会員の議決権はそれぞれ1とする。

第9条 会員は次に定める義務を負う。

(1) 本協議会の目的を達成するため、本協議会が進める事業へ参加・協力する。

(2) 本規約その他本協議会の運営に関わる諸規程等を遵守する。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、事務局の判断により当該会員を除名することができる。

(1) 本会則その他の規則に違反したとき。

(2) 協議会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

### 第3章 総会

(構成)

第11条 総会は、全ての会員をもって構成する。

(議長)

第12条 総会に、議長を置く。

2 議長は、総会の都度、会員の互選により選出する。

(召集)

第13条 総会は、事務局が招集する。

(議事及び決議)

第14条 議事は、規約の変更その他協議会の活動に関する重要な事項とする。

第15条 総会の決議は、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

(議事概要)

第16条 議事概要は、事務局が作成し公表する。

## 第4章 提案・報告会

(構成)

第17条 提案・報告会は、全ての会員をもって構成する。

(開催)

第18条 提案・報告会は、毎年度3回程度開催する。

(召集)

第19条 提案・報告会は、事務局が招集する。

(議事)

第20条 提案・報告会の議事は、第5章に定める作業部会や、第6章に定めるコミュニティサークルの提案・活動報告その他協議会の活動に関する事項とする。

(議事概要)

第21条 議事概要は、事務局が作成し公表する。

## 第5章 作業部会

(作業部会の設置)

第22条 特定のテーマに関する議論を行う場として、作業部会(以下「WT」という。)を、会員の発意により協議会に設置する。

(作業部会の設置に係る手続き及び活動報告)

第23条 WTを設置しようとする者(以下「WT責任者」という。)は、WTで取り扱う内容について、WT提案様式に必要事項を記載し、会員に対し、作業部会に参加する者(以下「WTメンバー」という。)の公募を行い、WTメンバーを決定する。

2 WT責任者は、WTにおける情報の取り扱いその他WTの運営に必要な事項を定める。

3 WT責任者は、原則年2回程度、WTの活動状況について提案・報告会で報告を行うものとする。

## 第6章 コミュニティサークル

(コミュニティサークルの設置)

第24条 フードテックの振興に資する普及啓発、会員相互の連携促進を図る活動を行うコミュニティサークル(以下「CC」という。)を、会員の発意により協議会に設置する。

(CCの設置に係る手続き及び活動報告)

第25条 第23条の規定に準じて行う。

## 第7章 事務局

(事務局)

第26条 協議会の事務局は、会員の協力を得て、農林水産省大臣官房新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課が行う。

## 第8章 雑則

(協議会の活動における情報の取扱い)

第27条 会員の利益を守る観点から、交流・連携の場において秘密情報を扱う場合には、場に参加する会員の了解を得て、適切な情報管理を行うこととする。

以上